

請願第1号

高齢者が安心して託せる医療制度の確立と国民  
健康保険への国庫補助の増額を求める請願書

紹介議員

井上けんじ



### 【請願項目】

1. 国に後期高齢者医療制度の即時廃止を求めること。
1. 廃止後の医療制度については、①医療費抑制の立場に立たないこと、②総医療費に自動的に保険料を連動する仕組みを組み込まないこと、の2点を国に求めること。
1. 国民健康保険制度への医療費の国庫補助を、1984年当時の45%まで戻すよう国に求めること。
1. 保険料支払い困難な所得税非課税世帯への短期保険証の発行を直ちにやめること。

### 【請願理由】

昨年12月に高齢者医療制度改革会議が「高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）（案）」（以下、「とりまとめ案」）を発表しました。

「とりまとめ案」の中では、後期高齢者医療制度の問題点として「後期高齢者医療制度は、年齢到達でそれまでの保険制度から分離・区分するという基本的な構造において問題があり、国民の十分な理解を得ることはできなかった」と総括しております。さらに、

- ①高齢者の保険料の伸びが現役世帯の保険料の伸びを基本的に上回る構造であること
- ②患者負担の上限は、同じ世帯でも、加入する制度ごとに適用されていること
- ③健康診査が努力義務となる中で、受診率が低下したこと 等の問題も指摘されたと総括しています。

これらは、現行の高齢者医療制度が府民の十分な理解を得ていない不適切な医療制度であったこと、私たちが、京都府後期高齢者医療広域連合議会に、後期高齢者医療制度の廃止を求めてきたことが間違いでなかったことが明らかになりました。

しかし、「とりまとめ案」で検討されている新たな制度では「75歳以上について都道府県単位の財政運営とする」として、引き続き年齢で区別する制度となっていること。また高齢者の保険料を「医療給付分の1割相当を保険料で賄う」とし、引き続き、医療費抑制を進めようとしていることなど、後期高齢者医療制度の弊害を引き継ぐ内容が含まれています。

高齢者の心身の特性として、当然、現役世代に比べて医療給付が多くなることは自明の理です。従って高齢者だけを集めて医療保険を運営することには限界があります。一方、現役世代も、給与所得者でこの12年間で年収が60万円以上減少し、雇用状態が不安定で所得が低い非正規雇用の増加など限界に達

していることも事実です。

医療費の抑制が必要であるという前提そのものがまちがっています。日本の国民一人あたりの医療費（2008年度統計）は、31ヶ国中22位で、アメリカの半分以下です。日本はGDP世界3位です。必要な医療費の確保が他のOECD諸国で出来て日本が出来ないはずはありません。

「とりまとめ案」にある「高齢者医療制度の伸びを抑制できる仕組み」や「医療給付分の1割相当を保険料で賄う」という現行の後期高齢者医療制度の仕組みの見直しこそが必要です。

国民健康保険への国保会計歳入に占める国・府支出割合は、1980年には60%以上あったものが、2008年には30.7%まで引き下げられています。安定した医療制度の確立の為に、まず行うべきは国の国保会計への支出をもとに戻すことです。

短期保険証発行は、高齢者の受診抑制につながるものです。即時発行を取りやめるよう要望いたします。

貴議会におかれましても、ぜひ本請願趣旨を御理解いただき、議決されるようお願いいたします。

2011年1月27日

京都府後期高齢者医療広域連合議会議長

高橋 泰一朗 様

請願者住所 京都市中京区四條御前西入ル ラボール京都6階

請願人氏名 京都社会保障推進協議会議長 津田光夫

